

## 一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（その2）の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項の規定に基づき、平成31年3月26日付けで締結した「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（その2）」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第13条第1項「機構法第12条第1項第8号」を「機構法第12条第1項第9号」に改める。

別紙 1 - 1 および別紙 1 - 2 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道201号(八木山バイパス)

(福岡県糟屋郡篠栗町篠栗から福岡県飯塚市内住まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道201号 (有料道路名 : 八木山バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から  
福岡県飯塚市内住 まで

(ロ) 延 長 5.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第3種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から 福岡県飯塚市内住 まで	60	5.7	

(二) 設計自動車荷重      245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員      3.25メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県糟屋郡篠栗町篠栗 から 福岡県飯塚市内住 まで	4 車線	4 車線	4車線化



## 別 紙 1

## (又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道201号	福岡県糟屋郡篠栗町 篠栗	平面接続	
町道内住地区2号線	福岡県糟屋郡篠栗町 内住	立体接続	
県道飯塚大野城線	福岡県飯塚市 内住	立体接続	筑穂インターチェンジ

## (4) 工事予算

7,394 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 福岡県飯塚市内住(STA39+12)から福岡県飯塚市内住(STA42+53)  
令和 元 年 5 月 1 日
- ロ 福岡県糟屋郡篠栗町内住(STA32+91)から福岡県糟屋郡篠栗町内住(STA36+08)  
令和 5 年 4 月 1 日
- ハ 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA4+54)から福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA25+56)  
令和 5 年 6 月 1 日
- ニ 福岡県飯塚市内住(STA42+53)から福岡県飯塚市内住(STA52+23)  
令和 5 年 7 月 1 日
- ホ 福岡県糟屋郡篠栗町内住(STA36+08)から福岡県糟屋郡篠栗町内住(STA37+62)  
福岡県飯塚市内住(STA52+23)から福岡県飯塚市内住(STA57+71)  
令和 5 年 8 月 1 日
- ヘ 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA0+80)から福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA4+54)  
福岡県糟屋郡篠栗町内住(STA31+51)から福岡県糟屋郡篠栗町内住(STA32+91)  
福岡県糟屋郡篠栗町内住(STA37+62)から福岡県飯塚市内住(STA39+12)  
令和 6 年 2 月 1 日
- ト 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA27+44)から福岡県糟屋郡篠栗町内住(STA31+51)  
令和 6 年 4 月 1 日
- チ 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA25+56)から福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA27+44)  
令和 6 年 7 月 1 日

別 紙 1

リ 福岡県糟屋郡篠栗町篠栗(STA0+80)から福岡県飯塚市内住(STA57+71)(I期線部)

令和 7 年 3 月 29 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 30 日(供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日(残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

8, 255 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 884 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**一般国道201号(八木山バイパス)**

**(福岡県飯塚市内住から福岡県飯塚市弁分まで)に関する**

**工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道201号 (有料道路名 : 八木山バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県飯塚市内住 から  
福岡県飯塚市弁分 まで

(ロ) 延 長 7.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第3種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県飯塚市内住	から	60	7.6	
福岡県飯塚市弁分	まで			

(二) 設計自動車荷重      245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員      3.25メートル

(へ) 車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福岡県飯塚市内住	から	4 車線	4 車線	4車線化
福岡県飯塚市弁分	まで			



別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道飯塚大野城線	福岡県飯塚市 内住	立体接続	筑穂インターチェンジ
市道舍利蔵線	福岡県飯塚市 舍利蔵	立体接続	穂波西インターチェンジ
一般国道200号	福岡県飯塚市 弁分	立体接続	穂波東インターチェンジ

(4) 工事予算

3,811 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 福岡県飯塚市内住(STA57+71)から福岡県飯塚市弁分(STA133+71)(I期線部)

令和 7 年 3 月 29 日

ロ 福岡県飯塚市内住(STA57+71)から福岡県飯塚市弁分(STA133+71)

令和 9 年 12 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

イ 福岡県飯塚市内住(STA57+71)から福岡県飯塚市弁分(STA133+71)(I期線部供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日

ロ 福岡県飯塚市内住(STA57+71)から福岡県飯塚市弁分(STA133+71)

令和 12 年 3 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,368 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,172 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
R 7	394百万円
R 8	395百万円
R 9	396百万円
R 1 0	397百万円
R 1 1	397百万円
R 1 2	523百万円
R 1 3	523百万円
R 1 4	523百万円
R 1 5	523百万円
R 1 6	523百万円
R 1 7	523百万円
R 1 8	523百万円
R 1 9	523百万円
R 2 0	523百万円
R 2 1	523百万円
R 2 2	523百万円
R 2 3	523百万円
R 2 4	523百万円
R 2 5	523百万円
R 2 6	523百万円
R 2 7	523百万円
R 2 8	523百万円
R 2 9	523百万円
R 3 0	523百万円
R 3 1	523百万円
R 3 2	261百万円

(注) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

## 災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	276百万円
---------	--------

別紙5を次のとおり改める。

## 道路資産の貸付料の額

## 西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
R 6	1百万円	0百万円	1百万円	0百万円	1百万円
R 7	1,118百万円	90百万円	574百万円	156百万円	418百万円
R 8	1,116百万円	90百万円	573百万円	156百万円	417百万円
R 9	1,119百万円	90百万円	574百万円	156百万円	418百万円
R 10	1,115百万円	90百万円	570百万円	155百万円	415百万円
R 11	1,110百万円	89百万円	566百万円	154百万円	412百万円
R 12	1,189百万円	83百万円	528百万円	144百万円	384百万円
R 13	1,190百万円	83百万円	529百万円	144百万円	385百万円
R 14	1,185百万円	82百万円	525百万円	143百万円	382百万円
R 15	1,178百万円	82百万円	519百万円	141百万円	378百万円
R 16	1,174百万円	81百万円	516百万円	140百万円	376百万円
R 17	1,190百万円	83百万円	529百万円	144百万円	385百万円
R 18	1,152百万円	78百万円	499百万円	136百万円	363百万円
R 19	1,162百万円	80百万円	507百万円	138百万円	369百万円
R 20	1,125百万円	75百万円	478百万円	130百万円	348百万円
R 21	1,112百万円	73百万円	468百万円	127百万円	341百万円
R 22	1,103百万円	72百万円	460百万円	125百万円	335百万円
R 23	1,092百万円	71百万円	452百万円	123百万円	329百万円
R 24	1,085百万円	70百万円	446百万円	121百万円	325百万円
R 25	1,081百万円	70百万円	442百万円	120百万円	322百万円
R 26	1,072百万円	68百万円	435百万円	118百万円	317百万円
R 27	1,060百万円	67百万円	426百万円	116百万円	310百万円
R 28	1,069百万円	68百万円	434百万円	118百万円	316百万円
R 29	1,040百万円	64百万円	410百万円	111百万円	299百万円
R 30	1,030百万円	63百万円	402百万円	109百万円	293百万円
R 31	915百万円	49百万円	310百万円	84百万円	226百万円
R 32	381百万円	15百万円	96百万円	26百万円	70百万円

別紙6を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

## 西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
R 6	10百万円
R 7	1,788百万円
R 8	1,783百万円
R 9	1,783百万円
R 10	1,774百万円
R 11	1,769百万円
R 12	1,959百万円
R 13	1,958百万円
R 14	1,947百万円
R 15	1,941百万円
R 16	1,935百万円
R 17	1,930百万円
R 18	1,914百万円
R 19	1,903百万円
R 20	1,893百万円
R 21	1,887百万円
R 22	1,872百万円
R 23	1,861百万円
R 24	1,851百万円
R 25	1,845百万円
R 26	1,830百万円
R 27	1,819百万円
R 28	1,808百万円
R 29	1,803百万円
R 30	1,787百万円
R 31	1,777百万円
R 32	881百万円

別紙7を次のとおり改める。

## 別紙 7

(協定第11条関連)  
(機構法第13条第1項第9号に定める協定記載事項)

### 料金の額及びその徴収期間

1. (2) ①を次のとおり改める。

①障害者割引

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は西日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場  
合に限る。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、西日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

2. のうち、「令和7年4月1日」を「令和7年3月30日」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和7年 3月24日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 高 松 勝

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長 芝 村 善 治